

第 5 6 回 八 都 県 市 首 脳 会 議 の 結 果 概 要

平成 2 1 年 1 1 月 1 8 日

八 都 県 市 首 脳 会 議

1 主な決定事項等

(1) 相模原市長の八都県市首脳会議への加入について

平成 2 2 年 4 月 1 日から相模原市長が加入し、会議の名称を九都県市首脳会議とすることに決定した。

(2) 各委員会等における検討状況の報告について

各委員会等の報告については、下記 2 の「各委員会等からの報告の概要」のとおり報告され、決定した。

また、避難所などの重要施設については、災害時において、上空から視認しやすいよう、屋上に番号等を表示することについて、防災・危機管理対策委員会で検討することとした。

(3) 地方分権改革の推進に向けた取組について

ア 地方分権改革の実現に向けた要求について

第二期地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという地方分権改革の基本理念を貫徹し、真の分権型社会が早期に実現されるよう、八都県市としての意見を取りまとめ、別紙 1 のとおり、国に対して要求を行うこととした。

なお、「地方自治基本法(仮称)」の制定に向けて国等に働きかけるため、八都県市で検討をすすめ、案をまとめることとした。

イ 首長の在任期間の制限に関する意見について

現在、都道府県知事及び指定都市市長の在任期間を、法律により一律に制限しようとする動きがあることから、地方の自主性・自立性を高めるとともに、地方政治改革を推進するため、八都県市としての意見を取りまとめ、別紙 2 のとおり、意見表明を行うこととした。

(4) 緊急経済対策及び緊急雇用対策について

緊急経済対策や雇用対策について意見交換を行い、早期の対策実現に向けて別紙 3 のとおり、国に要望を行うこととした。また、就職支援についての広域的な取組として、八都県市連携による企業合同就職説明会等を開催することとし、開催に向けた検討や準備を首都圏連合協議会で行うこととした。

(5) 障害者支援のための制度の見直しについて

現行の障害者支援制度の課題を解決し、障害者が地域で安心して暮らせる社会にし、利用者にとって真に効果的で効率的な制度となるよう障害者支援制度のあり方について、首都圏連合協議会において共同で検討し、国等への提言等を行うこととした。

(6) 首都圏における高速道路整備について

東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道、首都高速中央環状線、高速川崎縦貫線、横浜環状北線、新東名高速道路、東関東自動車道館山線、新大宮上尾道路等について、新たな負担を地方に求めることなく、国の責任において早期整備を図るよう八都県市として別紙4のとおり、要望を行うこととした。

(7) 日本再生の成長エンジンである首都圏の機能強化について

新政権に対し、八都県市で構成する首都圏の重要性を改めて強く認識していただくため、特に首都機能の強化に関する重要性が高い事項を、八都県市として行った提案や要望を中心にとりまとめ、別紙5のとおり、要望を行うこととした。

(8) 新政権の国家経営に対する提言について

新政権の社会資本整備等の政策の優先度の考え方に懸念を示すとともに、首都圏の社会資本整備、特に高速道路の必要性・重要性を八都県市の首脳間で認識を共有した。

(9) 環境分野における首都圏広域連合の設置について

首都圏民の視点に立って政策立案から事業の実施までを担う責任ある体制を整備するため、地方自治法に基づく「首都圏広域連合」を設置する方向で合意し、まず、環境分野における首都圏の広域的な取組の範囲等について、十分擦り合わせを行いながら、環境問題対策委員会において検討することとした。

(10) 「E-KIZUNAプロジェクト」等の紹介について

さいたま市から、EV普及に向けた「E-KIZUNAプロジェクト」及び「(仮称)E-KIZUNAサミット」構想について紹介があった。

(11) 新公会計制度に係る「東京都方式簡易版」について

東京都から、国際公会計基準に準拠した都の新公会計制度と同様の財務諸表を簡易に作成することができるソフトについて紹介があった。

2 各委員会等からの報告の概要

(1) 首都圏問題について

首都圏の再生等に向けて、国が行っている大都市圏制度の見直しへの対応や業務核都市の育成整備等に関する要望書の国への提出等を行った。引き続き、首都圏の再生等に向け、情報収集に努めるとともに、共同の取組を進めることとした。

(2) 廃棄物問題について

ア コーヒーショップ等と連携し、「八都県市はマイボトル宣言」キャンペーンを実施し、マイボトルの使用を呼びかけ、特にリデュース・リユースに対する住民等の意識啓発を図った。今後も3Rの取組が促進されるよう、効果的な普及啓発について、引き続き検

討及び実施することとした。

また、「八都県市容器包装ダイエツト宣言」の認知度の向上と事業者の取組促進を図るため、電車広告を活用した広報活動を行った。今後も引き続き「八都県市容器包装ダイエツト宣言」の認知度の向上と事業者の取組促進を図ることとした。

イ 電子マニフェストの普及促進及び廃棄物適正処理の推進を図るため、事業者を対象として電子マニフェスト加入状況等に関する実態調査を実施し、その調査結果を踏まえて啓発パンフレットを発行して事業者へ配布した。今後も廃棄物適正処理に関する効果的な普及啓発について、引き続き検討及び実施することとした。

ウ リサイクル関連法、廃棄物処理法等の国への要望事項を取りまとめた。今後、国に対し制度改正等の要望を行うこととした。

(3) 環境問題について

ア 地球環境の保全について、環境分野における国際協力・途上国支援については、実施に向け、引き続きJICA等関係機関と協議を進めていくこととした。

ヒートアイランド対策については、八都県市共同で取り組んできた実績を活用し、今後は、各都県市が地域の実情に応じた取組を実施していくこととした。

地球温暖化防止対策については、これまでの実施結果を踏まえて、引き続き普及啓発を共同して実施することとした。また、各都県市の温暖化対策事業についての整理の結果を活用し、八都県市連携した取組を推進することとした。

イ 大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策については、自動車排出ガス対策として、引き続き八都県市で連携しながらディーゼル車運行規制の効果的な取組を行うとともに、流入車対策や局地汚染対策等に関し、国等の動向を踏まえて、必要に応じて八都県市としての意見を表明することとした。また、実効性ある流入車対策を構築するため、NOx・PM法の規制不適合車の不使用等の取組について、事業者や業界団体への働きかけを行うこととした。このほか、エコドライブの普及について、連携できる効果的な取組を検討、実施することとした。

さらに、排出ガス基準を強化し、新たに燃費基準を加えた指定指針を施行した。

今後は、低公害車の普及状況調査を実施するとともに、引き続き低公害車の普及を進めることとした。

ウ 東京湾の水質改善について、東京湾水質一斉調査及び啓発活動を継続・発展させることで、湾岸及び流域住民の東京湾再生への関心を醸成するとともに、東京湾の汚染状況や汚濁メカニズムについて情報収集を行い、水質改善対策に関する検討を進めることとした。

また、底質改善対策等の効果を検証するため、各自治体からの東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめるとともに、第7次総量削減計画の策定等への活用を図ることとした。

エ 緑の保全・創出施策について、地域からの取組によって緑の保全・創出が図られるよう、行政と企業との連携による取組の検討を行うとともに、引き続き、緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援等に関する国等への要望を行うこととした。

(4) 防災・危機管理対策について

ア 「八都県市広域防災プラン」等の内容について、実災害等への対応や訓練を通じて検証するとともに、河川のはん濫による大規模災害の際の広域的な応援体制確立のため相互応援のあり方の検討を進めることとした。

また、「首都圏における地震防災対策の充実強化」に加えて、新たに「首都圏における国民保護の推進」について、国へ要望活動を実施した。

帰宅困難者対策では、新たにコンビニエンス事業者1社と支援協定を締結したほか、今後もリーフレットの作成、ホームページの内容充実などにより普及・啓発活動を推進していくこととした。

イ 第30回八都県市合同防災訓練では、「八都県市災害時相互応援に関する協定」及び各種相互応援協定を活用し、国や市区町村、指定公共機関等の協力を得て、応援部隊の派遣や救援物資の輸送等の広域的な訓練を実施した。

また、「第31回八都県市合同防災訓練」を実施することとした。

ウ 今般発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)において、あらかじめ定めた各都県市間の連絡体制を活用した情報共有を行うとともに、電気・ガス事業者等の社会機能維持者等を対象とした研修会を開催した。また、この新型インフルエンザ(A/H1N1)及びより病原性の強い新型インフルエンザへの対策について、自治体のみでは解決困難な事項等について、国へ要望活動を実施した。

今後も、引き続き必要に応じて国への要望活動を実施するほか、情報共有等を通じた新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応を行うこととした。また、より病原性の強い新型インフルエンザに係る感染拡大防止対策として学校一斉休業に関する調査研究等を行うこととした。

(5) 首脳会議で提案された諸問題について

ア 首都圏連合協議会の機能強化について、研究活動への更なる支援機能の強化のため、「首都圏連合協議会研究会運営マニュアル」の作成に取り組んだほか、八都県市首脳会議のホームページ開設に向けた検討を開始したことが報告された。

今後は、課題解決に向けた検討を行うとともに、現行の運営・体制に係る申し合わせ事項の評価・検証を行い、必要に応じて運営・体制の見直しを行うこととした。

イ アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を見極めつつ、引き続き、情報交換・意見交換を行うこととした。

また、平成21年8月1日から開始された東京湾アクアラインの料金引下げ社会実験の状況等を踏まえ、料金引下げの効果等について検討を行うこととした。

ウ 新型インフルエンザ対策の広域的な取組について、今般発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）において、あらかじめ定めた各都県市間の連絡体制を活用した情報共有を行うとともに、電気・ガス事業者等の社会機能維持者等を対象とした研修会を開催した。また、この新型インフルエンザ（A/H1N1）及びより病原性の強い新型インフルエンザへの対策について、自治体のみでは解決困難な事項等について、国へ要望活動を実施した。

今後も、引き続き必要に応じて国への要望活動を実施するほか、情報共有等を通じた新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応を行うこととした。また、より病原性の強い新型インフルエンザに係る感染拡大防止対策として学校一斉休業に関する調査研究等を行うこととした。

エ 実効性ある流入車対策の構築の検討について、NOx・PM法の規制不適合車の不使用等の取組について、各都県市で庁内や関係団体との調整を行っていくとともに、事業者や業界団体への働きかけを行っていくこととした。

オ 「道州制」等広域行政のあり方に関する共同研究について、八都県市での広域連携の取組の成果と課題を検証するとともに、地方分権の推進（国から地方への権限移譲）による広域的行政課題の解決策を検討した。

その結果を踏まえ、広域連合、都道府県合併、道州制の3つの広域行政の仕組みについて比較検討を行い、報告書を取りまとめたことが報告され、必要に応じて、広域連携の取組を深めていくとともに、国に権限移譲を求めていくこととした。

カ 八都県市における温暖化対策の強化について、これまでに作成した八都県市共同した事業者対策、再生可能エネルギーの導入促進、ライフスタイルの変革を促す取組、生物多様性対策、エコドライブ普及促進の各工程表に加え、新たに電気自動車など次世代自動車の普及方策に取り組むための工程表を作成したことが報告された。

今後は、項目ごとに進めてきた検討、研究の成果を踏まえ、国の動向を注視しつつ、八都県市の連携を更に進め、取組を推進していくこととした。

キ 携帯電話による有害サイトから小・中学生を守る取組について、携帯電話事業者などに、フィルタリング設定に関する要望書を提出した結果、新たなフィルタリングサービスを始めた事業者もあることなどが報告された。

今後は、必要に応じて検討を行うこととした。

ク 首都圏としてふさわしい保育所の設置基準等について、保育所の設置基準等の研究を行い、平成21年9月29日に総務大臣、厚生労働大臣に「待機児童解消に向けた保育所設置基準等の見直しに関する要望」を行った。

今後は、首都圏としてふさわしい保育所の設置基準等のあり方について、必要に応じて意見交換等を行うこととした。

ケ 新エネルギーの導入・促進及び技術を活かした国際貢献について、再生可能エネルギーの飛躍的な導入・利用の拡大に向けて、課題を整理し、課題解決の方向性について検討し、報告書を取りまとめた。

今後は、八都県市が連携して、検討結果を踏まえた再生可能エネルギーの導入・利用拡大に向けた取組を進めることとした。

コ 深夜化するライフスタイルの見直しに向けた取組について、ライフスタイル・ビジネススタイルの深夜化による地球温暖化への影響調査を実施するとともに、地球温暖化以外にも深夜化の影響を考慮すべき分野があることが明らかになった。

今後は、深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直しについて、地球温暖化への影響を踏まえつつ、幅広い視点から各都県市が地域特性を踏まえ必要に応じ検討を行っていくため、適宜、情報交換を行っていくこととした。

サ 受動喫煙防止対策の推進について、周知啓発のための共同キャンペーンの実施等八都県市共同の取組と各都県市単独の取組について検討し、報告書を取りまとめた。

引き続き、共同キャンペーンの詳細について検討を進め、今後は、八都県市共同の取組を実施するとともに、各都県市がそれぞれの実情に応じて単独の取組を検討し、実施していくこととした。また、必要に応じて、国への働きかけを実施することとした。

シ 地域医療福祉コンソーシアムを目指した地域医療の連携について、「1都3県医療のすがた（仮称）」の作成、具体的な共同作業の検討や今後のコンソーシアム構築に向けた検討を行うために実務者レベルの常設の検討組織を設け、八都県市で合意できた共同取組を順次実施していくこととした。

3 次回は、平成22年春、東京都主催で開催する。